

(2) 環境関係附属機関、協議会等

資料 1 - 2 環境関係附属機関等

名 称	設 置 法 令 (設 置 年 月 日)	所 掌 事 務	組 織	備 考
環 境 審 議 会	環境基本法第43条第1項 (H 6. 8. 1)	環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。	会長 1人 副会長 2人 委員 30人以内 (含会長、副会長) 専門委員 幹事 若干名	会長 矢谷隆一
公害事前審査会	三重県公害事前審査会条例 第1条 (S47. 7. 7)	工場又は事業場の新設又は増設に伴う公害の防止に関する技術的事項を審査すること。	会長 1人 委員 10人以内 (含会長) 幹事 若干名	会長 林 顯效
環 境 影 響 評 価 委 員 会	三重県環境影響評価条例 第50条第1項 (H10. 12. 24)	(1)環境影響評価の技術指針に関すること。 (2)環境影響評価方法書・準備書について知事に意見を述べること。 (3)事後調査報告書等について知事に意見を述べること。 (4)その他環境影響評価に関する重要な事項で、知事が必要と認める事項に関すること。	会長 1人 委員 20人以内 (含会長) 幹事 若干名	会長 吉田弘一
公 害 審 査 会	三重県公害審査会条例第2条 (S45. 11. 1)	公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁その他公害紛争処理法に規定された事務に関すること。	会長 1人 委員 13人 (含会長)	会長 中嶋 寛
公害健康被害 認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律第44条 (S49. 12. 24)	公害健康被害者の認定更新審査等、法律によりその権限に属した事項を審査すること。	会長 1人 副会長 1人 委員 15人以内 (含会長、副会長)	会長 中嶋 寛
自 然 環 境 保 全 審 議 会	三重県自然環境保全条例第12条 (S48. 7. 6)	三重県自然環境保全条例、三重県立自然公園条例及び鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(審議会の権限に属している事項)、温泉法(審議会の権限に属している事項)の所掌事務を調査審議すること。	会長 1人 副会長 1人 委員 30人以内 (含会長、副会長)	会長 上島法博
森 林 審 議 会	森林法第68条 (S26. 10. 30)	森林法又は他の法令の規定により、その権限に属せられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について審議すること。	会長 1人 委員 15人以内 (含会長)	会長 飛岡次郎